

令和2年度 第1回 横浜市環境配慮指針一部改定部会 会議録

日 時	令和2年10月1日（木）10時00分～11時45分
開催場所	横浜市役所18階 みなと6・7会議室
出席者	奥委員（審査会会長）、菊本委員（審査会副会長）、片谷委員、田中稲子委員、藤井委員、横田委員、上杉講師
欠席委員	なし
開催形態	公開（傍聴者1人）
議 題	横浜市環境配慮指針の一部改定について
決定事項	横浜市環境配慮指針一部改定部会の部会長を選出する。

議事

1 横浜市環境配慮指針一部改定部会の部会長の選出  
部会長に奥会長が互選により選出された。

2 議題

(1) 横浜市環境配慮指針の一部改定について

ア グリーンインフラについて事務局が説明した。

イ 質疑

【奥 部会長】 はい、御説明ありがとうございました。ただいま、グリーンインフラについて御説明いただきましたけれども、御意見、御質問ありましたら、お願いしたいと思えます。御発言を希望される方は、画面に向かって挙手をいただければと思えますが、いかがでしょうか。

はい、横田委員、お願いします。

【横田委員】 2点ほど伺いたいのですが、一つが、雨水の有効利用の文言の書き方からですが、一つが、雨水の有効利用の文言の書き方からですが、「グリーンインフラの保全、活用、実装を図るとともに」という「とともに」というのが、少し引っかかったのですが、多機能性を持つ緑地を社会資本として捉えて、保全、活用、実装しようという話と、雨水の有効利用という話は、少しスケール感が違うのではないかなというふうに感じました。そこを「とともに」とされた意図をお伺いしたいなというのが一つです。

あと、「基本的な配慮事項」のレベルにせずに、この共通的に「本事業に係る配慮事項」に入れるという点ですが、例えば、「この雨水の有効利用というものを一つ別立てをする」とすると、「基本的な配慮事項」の中に例えば（グリーンインフラだけを）入れるという、（つまり）グリーンインフラの部分を「基本的な配慮事項」の方に入れて、雨水の有効利用とか緑と水のことを「個別の（“本事業に係る”の意）配慮事項」に入れる、という方法もあるかな、というふうに思ったのですが、その線

引きの仕方の根拠を、もう少しお伺いできればと思いました。

【奥 部会長】 はい、以上2点ですね。はい、いかがですか、事務局。まず一点目ですね、「とともに」の後に「雨水の有効利用」を続けていますが、その意図ですね。はい。

【事務局】 よろしいでしょうか。

【奥 部会長】 はい、お願いします。

【事務局】 環境創造の遠藤でございます。よろしくお願いします。まさに今、御指摘を横田先生から御指摘いただいたところはですね、昨日も侃々諤々とやったところでございます、事務的なことをまず先に申し上げますと、まず、既存の「本事業に係る配慮事項」のですね、先程の（事務局からの）説明もありましたけど、その廃棄物の項目の中に、まずそもそもリサイクルという観点で入ったと思いますが、「雨水の有効利用に努める」というのがまずあると。これは、幾ら何でもここに残すのはおかしいだろうということで、これをどこかに入れたいなど。加えてですね、やはり新しい項目を作るのですけれども、なるべく複雑化しないように、追記するのであれば一つの項目の中に入れたい、というのが事務局としては正直なところなんです。そういった議論の中で、今まさに御指摘いただいたように、やっぱりグリーンインフラのまず機能はしっかり説明するべきであろうということで、生物の生息云々からですね、人々が交流する、交流、活動する場と、そこを「実装を図るとともに」と。ここも、「努めるとともに」という言い方も当然あると思うのですが、ここはやはり横浜市としてはですね、公共事業もさることながら、多くの環境政策を担う我々としてはですね、しっかりと意思表示もしていきたいというものもあって、少し踏み込んだ、「図る」という言い方をしています。ここで、丸印にする（句点にする）ような表現もあるのですけれども、昨日議論したのは、数多ある、このグリーンインフラの機能には、やっぱり水が欠かせないだろうと思っています。分かり易く言えば、市民の皆様にとっての「みどり」であるとか「農」もそうですけども、そこには、やはり太古の昔からですね、自然の雨が降って出来上がってきた風景であるとか、そういうものもあるでしょうし、今、人工的にやっている雨水浸透柵であるとかかですね、貯留タンクといったものも、その自然の恵みであるその雨はですね、ある意味どう有効活用できるか、というところで、いろいろな政策を打っていますので、そういったこともあってですね、このグリーンインフラをしっかりと図っていくとともに、気持ち的には「雨水の有効利用を図る」なんですけど、それは非常にちょっと踏み込み過ぎたかなということで、「ともに有効利用に努める」というような表現で、ちょっとまとめさせていただいたという

のが、事務局としての議論の経緯でございます。

あと二つ目のところも続けて御案内しますが、このグリーンインフラに関しましては、ただし書きにもありますように、場合によっては「公有水面の埋立て」とかですね、廃棄物処理云々のところでも、除外事項になるということが一つとですね、「個別の（“本事業に係る”の意）配慮事項」として立ち上げた方が、今後新たな配慮書等々に明記していく中ではですね、より議論をしやすいというか、包括しやすいのかなという思いもあってですね、どちらかと言えば、「基本的な（配慮事項）」というよりは、この新しい局面で入れ込んでいくということもあるので、「本事業に係る配慮事項」の方の別立てというかですね、項目に入れた方がいいのではないかと、そのような議論の上に、御案内した次第です。以上です。

【横田委員】 ありがとうございます。

【奥 部会長】 はい、いかがですか。

【横田委員】 二点目はよく理解できまして、「個別の（“本事業に係る”の意）配慮事項」に入れておいた方が、実装されるものが見えやすくなるというのは、よく分かるのですが、一点目の「雨水の有効利用」という点は、有効利用に限定してしまうところを少し危惧しておりまして、それであれば水循環の保全、再生とかですね、少しスケールアップさせて入れておいた方がいいのかなと。逆に言うと、「この雨水を有効利用する手段さえ入れれば、グリーンインフラと見なせるのではないか」というような解釈がされないようにしておくことも、一つ必要ではないかなというふうに思いました。その「雨水の有効利用」という表現が、そのグリーンインフラの保全、活用、実装と並ぶというのが、ちょっとスケールが、水循環のレベルだったら分かるのだけでも、というふうに思ったのですが、いかがですか。

【事務局】 まさにそこ、おっしゃる通りでして、行政的なベタな言い方になりますけど、何となく雨水というのを表に出したいなと思ったところあるのですが、ただ御指摘のとおり、例えば1行目から2行目にあるところで、しっかり「雨水の浸透・貯留」というところも、明記させていただいておりますので、今、御提案いただいたようなですね、「図るとともに、水循環」みたいな言葉にしてですね、書き換えさせていただくというのは、非常にいい表現だなと今思いました。ありがとうございます。

【奥 部会長】 はい、ありがとうございます。横田委員、これ「図るとともに、水循環の維持に努める」とか、「確保に努める」とかという、そういう形で…。

【横田委員】 そうですね、グリーンインフラの保全、活用というのは、おそらく水循環の保全、活用でもあると思いますので、おそらく、並列できるとしたら、

それと水循環の保全、活用になるのですかね、そういう、それ位のスケールの話の方がいいのではないかなというふうに思います。

【奥 部会長】 はい、並列的にそれを並べるのか、もう前の文書の中に水循環も落とし込むのか、二つやり方があると思いますけれども、そのスケール感でいうと、おそらくもうこの全体の文章の中に水循環をしっかり落とし込んで「図る」というふうに、「図る。」でくくった方がいいような気もしますが、ちょっとそこは御検討いただければと思います。

他の委員の方、今の点も含めてですけれどもいかがですか。

【事務局】 片谷委員が手を挙げていらっしゃいます。

【奥 部会長】 はい、どうぞ、片谷委員、お願いします。

【片谷委員】 はい。今、横田委員の指摘された点は私も賛成で、今の修正案のようにしていただければ、バランスがとれると思います。それにやや関連する質問なのですけれども、やはりこの（配慮）指針の文言というのは、やはり人によって受け止め方が違ってくる可能性というのは、やはり意識しておく必要があると思うのですが、この（配慮）指針改定された後に、何か（配慮）指針の解説みたいなものは別に作られたりする計画もあるのでしょうか。

【奥 部会長】 はい、お願いします。

【事務局】 はい、事務局から回答いたします。公表という点ではしてないのですが、私達が事業者（に対して）民間、公共問わず、事業者側に指導するに当たりまして、内部資料としましては職員用の解説ですね、その解説本というのは作成しております。

【片谷委員】 なるほど、分かりました。例えば、都道府県・市が出されているアセスの技術指針なんかの解説っていうのを別冊みたいになられている都道府県が多いと思うのですけれども、そこまでは公表するものとして作られる計画は現時点ではお持ちでない、という解釈でよろしいのですね。

【事務局】 はい、そこまでの資料としては、公表資料としては作成するという予定はございません。

【片谷委員】 分かりました、はい。内部資料であっても、やはり解釈がばらつくということのを避けることはすごく重要なので、その点は十分な準備を事務局として、していただきたいということを要望として申し上げておきたいと思います。私、何故それを申し上げるかというと、私は解釈で、これ後で上杉さんにコメントいただきたいのですけれども、「グリーンインフラ」という言葉かなり使われるようになりましてけど、やはりかなり人によって違う意味で使っているような傾向も見受けられるので、事業ごとにその解釈が違ってしまうというのは、あまり望ましいことではないと思っております。

ますので、その辺のことを事務局でも意識していただけるといいのではないかという意味で申し上げました。もし何か上杉さん、コメントいただければ、幸いです。

【奥 部会長】 そうですね。はい、上杉講師、コメントいただけますか。お願いします。

【上杉講師】 ありがとうございます。今、片谷委員がおっしゃったように、確かにグリーンインフラという概念自体が、明確な定義がなかなか難しく、非常に幅広いと。しかも、今までもやられていることも含めてですね、さらに新たなこともやっていこうということで、大変幅広いので、立場といたしまししょうか、主体によっても取り組む内容も違うし、考え方も違うということ、確かにあると思います。ただ、ここで言う機能といたしまししょうか、グリーンインフラが目指すことをある程度明確に書いて、それぞれの事業者なら事業者の立場で自分のできることをしっかりと、ここで実装と書いてありますけれども、それ取り込んでもらうのが非常に重要だと思いますので、一般論的に書いていくとこういう形になるのかなと思います。

ただ、もう一点ありますのは、この（横浜市）環境配慮指針の資料集、資料編の方ですね、用語集があるので、用語集の書き方もそういう意味では、できるだけですね、明確に分かり易い書き方をするのも重要かなと思っています。

ちょっと発言の機会をいただいたので、何点か喋ってもよろしいでしょうか。

【奥 部会長】 はい、どうぞ続けてお願いいたします。

【上杉講師】 一つは、ここのただし書きのですね、「公有水面の埋立てを除く」となっていますが、実はグリーンインフラですね、ブルーインフラという言い方といたしまししょうか、水中の話も実は大変議論が進んでいます。これは港湾技術研究所の方などが、例えば、水中のいろいろな整備をする際に、そこにCO<sub>2</sub>を吸収するような機能をどう持たせるかとかですね、そういう議論もやっています。なので、水面埋め立てるから関係ないというふうに一律に考えるのではなくて、例えば護岸の整備に当たってですね、このグリーンインフラ的な考え方というのは実はあり得る、そういうものなので、本当に1個除外してしまうのがいいのかどうか、再度御検討いただけるといいかなというふうに思っています。これが一点です。

それから、もう一つは、全国の自治体の中で最先端といたしまししょうか、横浜市のこの取り組み、今回のこの改正の中でグリーンインフラを明記するというのは大変素晴らしい取り組みだと思うのですが、そういう意味でそれをですね、第一号ということで、いろいろなところに広げるようなことにも、力を入れていただけるといいかなという感じを持っています。

す。どういうことかという、例えば、国土交通省の方でやっておりますグリーンインフラの官民連携プラットフォームの技術部会と企画・広報部会という部会があるのですけれども、両方ともに横浜市の担当の方、担当部署の部課長だと思えますけれども、幹事として参加をされています。是非そういうところでですね、こういう取り組みを紹介していただくと。先程、片谷委員の方からありました解説書はないのかという話に絡めて言いますと、アセスに係わっているような人達ですね、特にアセスを実際に行っているような人達がいますので、アセス図書を作るコンサルの関係の方とかですね、そういうところにも是非情報を流していただくといいのかなと、いうふうに思っています。

最後に、もう1点はですね、重層的というのが総合、統合的に見るとかいろいろな例えば生物多様性だけではなくて、温暖化とか資源循環とかにも関わるということからすると、重層的なものは、この機能に書いてあることである程度読めるのですけれども、実際に「個別の（“本事業に係る”の意）事業」で配慮書を作る際に、そこがちゃんとそういうふうに総合的に見ていることを、こう読み取れるような書き込みの仕方というのは、本当にできるのかな、というところが、ちょっと気になっています。多分、この「個別の（“本事業に係る”の意）事業」ごとの配慮指針だと、なかなかそれは書けないのですけれども、その全体を束ねるようなところで、そういう相互の関係を意識したようなことを書けるような仕組みがあると、より明確になるのかな、という感じがしています。以上です。

【奥 部会長】 はい、ありがとうございました。いずれも重要な御指摘だと思いますが、事務局の方からは今のコメントに対して何かございますか。まず資料編、また片谷委員からもございましたが、資料編をどうするのか、ここの検討はまだ事務局の方ではされていないのでしょうか、いかがですか。

音声聞こえません。

【事務局】 すみません、失礼いたしました、事務局でございます。

【奥 部会長】 はい。

【事務局】 もう一度申し上げます。

【奥 部会長】 はい。

【事務局】 はい。資料編の方につきましては、まず、用語集のところですね、グリーンインフラについて、先程、御紹介しました文言を記載していくということは予定しております。

【奥 部会長】 はい。

【事務局】 今、いろいろな先生方にお話いただいたので、資料編のところをちょっと分かり易く充実していきたいなと思っています。また、周知の話があ

りましたけれども、完成した暁にはですね、当然、事業者さんの団体さんとかございますので、そちらにちゃんと周知を行うのと、庁内の事業も結構多いので、その辺の内部の会議とかでもですね、そういう話をして周知していきたいと思っております。以上でございます。

【奥 部会長】 はい、ありがとうございます。そうですね、用語解説だけでおそらく不十分だ、ということなのだろうと思います。いかなるものがグリーンインフラに当たるのか、という少しイメージをつけて、事業者の方に持っていただけのような、そういったその事例紹介的な、そういった資料がないと難しいということなのかと思いますので、ちょっと資料編での表し方、御検討ください。

それから2点目ですね、上杉講師からの2点目の御指摘、公有水面、これ果たして除外してしまっているのか。確かに、そうだと思いますが、ここはいかがですか、事務局。護岸整備に当たっての配慮とか、そういうことが考えられるのではないかと。もしくは、ブルーインフラも広い意味でのグリーンインフラに入るのではないかとということですが、そこは、また御検討いただけますか。

【事務局】 はい、公有水面のところはですね、(現在の「本事業に係る配慮事項」の)(5)ですかね、それと上杉先生がお話された護岸関係とか、水生生物の関係が(既に)記載されていますので、多分この辺の話だと思うので、グリーンインフラという言葉でどう表現できるかを含めてですね、ちょっと検討させていただいてよろしいでしょうか。

【奥 部会長】 はい、是非お願いいたします。後は、横浜市の取り組みを広く公開していく、はい、それと総合的とか重層的な配慮を求めるときに、どのように配慮書に実際に事業者を書いてもらうことができるのか。なかなか事業者も悩むところかと思いますが、その御指摘が最後ありました。

【事務局】 すみません、事務局でございます。今もですね、今回グリーンインフラとして新設するもの以外は、記載させてもらっているというところがございますので、そういう意味では重層的という言葉を用いましたけれども、これまでも、そういう意味でみどりのことであるとかグリーンインフラに関連すること、そういったことは各項目で複数にわたって(事業者に)記載してもらってございましたので、その点につきましては引き続きと言いますか、グリーンインフラの項目を追加するという感覚で、事務局としては今のところ捉えております。

【奥 部会長】 はい、どうぞ、横田委員。

【横田委員】 それについて、先程ちょっと表現がうまく思いつかなかったこともあるので、少し補足させていただきたいのですけれど、一つあり、重層性という点で言うと、例えば工場（「3 工場及び事業場等の建設」の意）等の「個別の（“本事業に係る”の意）配慮事項」の中に、建物緑化であるとか、生物多様性保全であるとか、雨水も書いてありますね、浸透施設の設置であるとか、あとヒートアイランド対策、個別配慮事項入っているので、（新設する）（5）で、（「本事業に係る配慮事項」の）一番上で、各レイヤー（“現在の（5）～（21）”の意）を束ねる上で、それをどういう側面で、グリーンインフラとして、グリーンインフラに対する配慮として、表記してもらおうかというところが、多分重要だと思うのですね。

そこで、今の（スライド最終頁の）文言の中では、「多面的な機能を持つ」というところが、非常に重要なのかなというふうに思いますので、その例として例示があった上で、「多面的機能を有するグリーンインフラを」ということが重要なのかなと。

そうすると、水循環の方もおそらく「水循環の健全性」を、ここの部分でちゃんと述べてもらわないといけないのかなというふうに思うのですね。ですので、単に水循環に取り組んでいるではなくて、やっぱり「健全な水循環の保全、再生」にするとか、そういった文言を付け足して、多機能性と健全性のような形で、きちんと各レイヤーを見ていただくというところが、重要なのかなというふうに思います。すみません、追加的なコメントです。

【奥 部会長】 はい、ありがとうございます。そうですね、各レイヤーを全体を束ねるような、そういった表現を配慮書で、事業者に確保についてはさせていただくと、それがまた多機能性を持ち、水循環については健全性の維持、確保ということに繋がっているのだということの説明をさせていただく、というような、そういう書き方なるのかなという御指摘ですね。そうかもしれませんね。

はい、他はいかがでしょうか。はい、上杉講師、どうぞ。

【上杉講師】 はい、今の横田委員の話のとおりだと思うのですが、それで気になるのは、どういうふうに書いていいのかって、やっぱり受けた事業者がですね、分かり易くやられるのは非常に重要だと思います。そういう意味で、今のような観点について、本文でなかなか書き切れないものは、資料編でいろいろ説明書きも書くことも出来るのではないかなと思います。

実は、この資料編を見るとですね、資料の2に「配慮の内容の記載方法」という表があります。ここをうまく工夫してですね、グリーンインフラに関しては、今おっしゃったような、いろいろな機能のどこをどういうふう



に重点的に取り上げているとか、どこどこは実は関連があるものを統合的にやっているのですとか、そういう表現ができると、受ける側も非常に分かり易いですし、そのグリーンインフラということに、力を入れているということは、非常に分かるのではないかなと思います。そういう意味で、一つの例ですけれども、この資料編の方の「資料2」の書き方の工夫ですね、そういうことも検討していただけるといいのではないかなと思います。

【奥 部会長】 はい、そうですね。ありがとうございます。うまくしっかりと事業者が表現していただけるように、誘導していくということも重要でしょうし、一方で、ただ教育的な観点からは、事業者自らがしっかり考えてもらうということも、あまり教えすぎないということも重要だと思いますが、その兼ね合いですが、「資料2」のような形で、少しこんなことを書いて欲しい、書くべきだ、というところを、情報提供するというところで、ちょっと御検討いただけますか、事務局。

【事務局】 はい、分かりました。

【奥 部会長】 はい、他いかがでしょうか。まだ御発言のない方、お願いしたいと思います。はい、菊本委員、どうぞ。

【菊本委員】 はい、改定案ですね、一番最後のスライドですけれども、「防災・減災」に関することで、グリーンインフラの保全、活用、実装を図るというような、そういうことも書いてあると思うのですが、「防災・減災」の活動ということである、やっぱり一義的に目的になるのは「防災・減災」ですね。だから、災害が起きないように、横浜だと土砂災害とかのそういう防止が結構重大な課題なのかなと思います。それで、減災とか防災の対策となると、やっぱり従来型のグレーインフラでコンクリートとかそういうものできっちり固めるということも重要ですし、そうすると、今度劣化の問題があるので、植生でロバストな、こういう防災を図るとい、両方が大事になると思うのです。なので、従来型のインフラのグレーインフラとグリーンインフラを、きちんと協調させることが大事だとか、お互いのグレーインフラは割と即効性がある、設置したらそのまま機能が出て、そのまま後は劣化していくというような、そういう傾向が強いものですから、その性能の違いを組み合わせて、「防災・減災」をきちんと行うというような、その辺のニュアンスと言うのは、改定案の中では難しいかもしれないのですが、可能であれば、例えば資料編のそういう中で、「うまく調和をさせてくださいね」というような文言が書けるといいかなというふうに感じます。そのあたりを御検討いただければなと思います。

【奥 部会長】 はい、どうでしょうか、事務局。

【事務局】 はい、環境創造の遠藤でございますけれども、おそらくそういったことも

含めて、先程から横田委員とか上杉講師からもお話いただいておりますが、やはりこの今回の改訂の趣旨をですね、片谷委員からもありましたけども、やっぱりしっかりと御説明するその方法というかですね、手段をちょっとちゃんと考えなければいけないなと改めて思っています。

ここに、事務局の改定案で列举させていただいたのは、あくまでも機能のことであってですね、言わずもがなですが、もちろん田んぼも畑も樹林地そのものも、「防災・減災」機能を今は持っているというのは、もう周知の事実の中ではですね、ここに書くことに対して、どういうもちろん事業者の方々に気づきと配慮をしていただくのかというのが、すごい大事だと思いますので、やはりそういう意味では、何故横浜市がこういうことを思い立って改定に至ったのか、こういう配慮して欲しいということですね、ちょっとこれから工夫をさせていただいて検討したいと思っておりますけども、公表の際にですね、それをしっかりPRできるようにしていきたいと思っております。ありがとうございます。

【奥 部会長】 はい、ありがとうございます。

【菊本委員】 ありがとうございます。改定案の文章の中で今申し上げたようなことを書いていくのはなかなか難しいと思うので、もし資料編が作られるのであれば、何かこう、そういう概念もあるのだということがお示していただけるとありがたいかなというふうに思います。以上です。

【事務局】 ありがとうございます。資料2の書き方とかですね、全体的な資料編も含めて、いろいろ御意見アドバイスいただいた内容ですね、踏まえてちょっと検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

【菊本委員】 はい、ありがとうございます。

【奥 部会長】 はい、お願いいたします。それでは、田中稲子委員、いかがですか。ございますか。それでは、藤井委員、どうぞ。

【藤井委員】 すみません。まだちょっといろいろ勉強中で、皆さんの御意見をいろいろ聞いているのですが、やはり、ちょっとここを読んでいて資料編という部分が重要だなということを感じていて、「生物の生息・生育の場の提供」という部分も、単にこれだけで出してしまうと、なんか木を植えればいいのかみたいな話になってしまうかもしれないので、ちょっとその部分も資料編という部分を充実させて欲しいというのは、聞いていて思いましたので、よろしくお願いします。

【奥 部会長】 はい、田中委員はいかがですか。

【田中稲子委員】 はい、私も藤井委員と一緒に、私はこの分野は疎いので、今いろいろ皆様の御意見を聞いて、なるほどなと思って伺っていたのですが、先ほど、冒頭で重層的に表現することも大事だとあったのですが、やはり事業者か

らすると、非常に類似した文言が様々な配慮事項のところで並んでいて、ちょっと戸惑うのかなという印象はあります。ですので、先ほど来、皆様からも御指摘ありましたけれども、資料編を充実させるのか、説明会を丁寧に行っていくのかという、やり方はあると思うのですが、少し補足をする何らかの仕掛けが必要ではないかと思いました。

【奥 部会長】 はい、ありがとうございます。他に御意見ございますか。大丈夫でしょうか。それでは、今画面に映っております、こちらの配慮指針の改訂案として（５）というのを位置づけると、その文章については修正をしていただく、先ほど、横田委員の御提案のとおりですね、「実装を図るとともに、水循環の健全性の維持」、に「努める」とするのか、もしくは、もうこの前の文章の中に「水循環の健全性の維持」っていうのも入れていただくという二つのやり方があるかと思いますが、これはどうでしょうか。その点については。

【事務局】 よろしいでしょうか。

【奥 部会長】 はい。どうぞ。

【事務局】 いろいろ議論があったと思いますが、やはり全体的な中に収めた方が皆様の意見もありましてよろしいのかなと思っていまして、ちょっと今、何フレーズが考えたのですが、なかなかグリーンインフラと健全な水循環の並記というのを、どういうふうにするのかとあるのですが、一例を申し上げますと、例えばですが「グリーンインフラの保全、活用、実装を図り、健全な水循環を創出する」とかですね、そういう感じかなとは思いますが、仮にそうだとすると、資料編の中で若干そういう趣旨なり文言の説明は必要かと思いますが。そのグリーンインフラをしっかりやって、併せてというか、その成果として、水循環をしっかり創出していくんだみたいな思いは、我々としても是非出させていただければと思いますので、今のちょっと文章一例ですが、そんな形でどうかなと思っています。御意見があれば、是非いただきたいと思います。

【奥 部会長】 はい、そうですか。横田委員、挙げてらっしゃいましたね。

【横田委員】 多くてすみません。「保全、活用」という観点でのハードの見せ方と、また、ここで「実装」という言葉が入っているのですが、これの出し方は、少し切り分けてもいいのかもしれないというふうに思います。「保全、活用」は、おそらくグリーンと水循環と、がっちゃんこができる部分かもしれませんが、「実装」となると、地域で取り組まないといけないし、よりモニタリングとか、メンテナンスとか、その継続性の方が重要な概念になってきますので、そういった意味で、「保全、活用」に関しては、両方の観点から取り組んでいただいて、社会実装に関しては、地域として

取り組んでもらうというような形の表現ができるといいなというふうに思いました。

【事務局】 ありがとうございます。そういたしますと、ちょっと文言につきましてはですね、ちょっと近日中にはまた御提案したいと思いますが、今非常に、我々ちょっと実装というのは、ん・・・という所があったのは確かなので、横田先生からいただいた、ちょっとアドバイスいただいてですね、フレーズは考えさせていただきたいと思います。よろしいですか。

【奥 部会長】 はい、よろしいでしょうか。ちょっとそれでは事務局の方で、今いただいた御意見も踏まえて御検討ください。確かに「実装」となると、いわゆる社会実装ですので、事業者だけでそれを導入して活用するという事よりも、更に広い概念になっていくという、そういう意味合いも持ち得ることなので、ちょっと言葉をどうするかということも含めて御検討ください。

それと、あわせて資料編ですね、ここを資料編にどう記載していくのかということも御検討いただいて、それも、では、また後日お示しいただくということで、お願いしたいと思います。これ、次回の部会は12月になっていますけれども、その前に審査会がありますね。審査会への報告のレベルというのは、どれ位になりどういう感じになりますか。

【事務局】 はい、事務局でございます。10月12日の審査会にはですね、改定案を部会からの報告という形で、審査会ではお示ししたいと考えております。その後、11月に市民意見公募を実施いたしまして、その結果によりますが、12月に部会を開かせていただきたいと思いますと考えております。

【奥 部会長】 はい。ですから、この次回の審査会に示す案としては、今日いただいた御意見踏まえて、この原案を見直した案を審査会には示さないといけませんよね。

【事務局】 その通りでございます。

【奥 部会長】 ですから、この(5)の表現どうするのかということと、資料編どうするのか、それは審査会の前にある程度形にしておかないといけない、ですね。

【事務局】 そうですね、あまり時間がないのですが、横田委員と上杉先生にもちょっと御相談させていただいて、早急にその案をですね、提示できればなと思っています。そして、次回の審査会で、その案で意見聴取できれば良いかなと思っています。

【奥 部会長】 はい、分かりました。早急に案を御検討いただいて、事前に部会の委員には目を通していただいてもいいかと思ったのですが。

【事務局】 そうですね、はい。

【奥 部会長】 ではそのようにお願いいたします。では、グリーンインフラにつきまして、以上とさせていただきます。よろしいでしょうか。

ウ 地球温暖化対策について事務局が説明した。

エ 質疑

【奥 部会長】 はい、御説明ありがとうございました。それでは今の地球温暖化対策にかかる改定案について、御質問、御意見、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。はい、藤井委員どうぞ。

【藤井委員】 すいません、ちょっとお伺いしたいというレベルの話なのですが、脱炭素化の説明文章の部分ですね。私の方で読んでみると、バイオマスとの関係にかなり思考が回っていて、そっちを重点に考えているような説明文章に見えるのですが、例えば、脱炭素化という中で、やはり風力だとかソーラーだとかそういうエネルギー、クリーンエネルギーが結構有効というような考え方があると思うのですが、今ここで書かれている説明というのは、どちらかと言うとカーボンニュートラルのバイオマスの関係のような説明に読み取れてしまうのです。この説明で本当にいいのかなどを、事務局か若しくは他の委員の先生にお伺いできればと思います。よろしくお願いします。

【事務局】 まず、脱炭素化の説明の部分ですが、御説明をちょっと飛ばしてしまっただけなのですが、先ほど用語集があるという御説明も致しましたが、そのところに（スライド3）、脱炭素化というのは温室効果ガスの排出と吸収のバランスにより実質的に排出量をゼロまたはマイナスにすること、というふうに定義してございます。特にバイオマスだけを限定しているということではなく、広い意味で様々なバイオマス燃料以外にもですね、勿論エネルギーの削減をやっていただくということですか、水素を使っていただくといったこと、そういったことも入ってございます。

【奥 部会長】 藤井委員がおっしゃっているのは、スライド5の再生可能エネルギーの活用のところの話でしょうか。

【藤井委員】 改定（スライド3）のところですね。改定のところで、脱炭素化で下に米印でその説明が書かれている文ですね。単純に、温室効果ガスの排出量を低減する脱炭素化に向けてっていうのは、すごく分かるのですが、吸収のバランスにより実質的に排出量をゼロまたはマイナスにするっていう部分になると、どちらかと言うとバイオマスとの関係なのかなというのを思っていて、この後の説明もバイオマスの話が出てくるので、私も勉強不足で申し訳ないんですけど、この脱炭素化の説明が、これが一般的に日本でこれが普通に使われている説明であればいいんですけど、今横浜市さ

んの方で考えられた説明ということであれば、これでいいのかどうかをお伺いしたくて質問しました。これが一般的に脱炭素化の説明なのだという  
ことであれば、特にそれに意見はないのですが。

【事務局】 事務局から御説明いたしますと、この脱炭素化という言葉は、今はもう、  
日本をはじめ世界規模で使われている様な言葉でして、この定義も、国の  
定義とある意味一緒という形になっておりまして、地球温暖化対策実行計  
画、本市の計画においても同じ定義で使っております。

【藤井委員】 脱炭素化という言葉自体はすごくよく分かるのですが、その脱炭素化とい  
うのが、吸収のバランスと実質的に排出量をゼロまたはマイナスにする  
というところまで踏み込んでいるのかという話ですね。脱炭素化自体は風力  
とか、あとソーラーだとか、そういうものは吸収という部分はたぶん無い  
と思うので、そういう事が含まれるのかどうかですね。

【事務局】 一般にこの吸収というのは、よく言うのは森林による吸収ということも  
言われておりますし、今ですとCCUSなどの新しい技術というの、こ  
ういったところに入ってくる可能性はございます。先生がおっしゃられた  
太陽光ですとか風力というは、今スライドを共有させて頂いております  
が、再生可能エネルギーと呼ばれているところに分類されるものかなと思  
っております。新技術と言いますと、今新しく出てきているのは水素とい  
ったものが一番有名かなと思います。

【藤井委員】 はい、すいません。多分、私の勉強不足が色々あると思うのですが、  
脱炭素化の説明文章としては、あれがもう一般的な説明文章ということ  
でよろしいのですか。

【事務局】 はい、そうなります。

【奥 部会長】 言葉の定義をどこから引っ張ってきたかを明らかにしていただくと良  
いかと思います。今、お答えになれますか。

【事務局】 横浜市の地球温暖化対策実行計画の方からもってきております。

【奥 部会長】 はい。もうそこに、そのように明記されているということですよ。脱  
炭素化の説明としてはこれで良いというふうに、私は思っております。

【藤井委員】 はい分かりました。それで特に語弊がないのであれば、それで良いと思  
います。

【奥 部会長】 はい、ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。

【事務局】 片谷委員が手を挙げていらっしゃいます。

【奥 部会長】 片谷委員、はい、お願いします。

【片谷委員】 はい。今の藤井委員の御質問にも少し繋がる場所があるのですけれど  
も、要はバイオマスをかなり比率として高くしないと、2050年の脱炭素化  
というか、実質排出ゼロというのが実現できることはありえないと、私は

理解しています。このスライドの2枚目の目指す姿が、これ2050年ともう明記されていますよね。それを実現するためのもう少し具体的なものとして、この5枚目の図があると思うのですけれども、この中でその再生可能エネルギー、今、藤井委員の御質問にもありましたけど、風力とか太陽光とかがこの青い部分の中はかなり入っていると思いますが、それで本当にこの図で実質ゼロになるのか。もうこれ、横浜市のパンフレットで既に出ているものなので、そこに疑問を挟むのは本当はまずいのかもしれないのですけれども、これで本当に実質ゼロになるという計画なんでしょうか。要は2ページと5ページの整合性がちょっと心配なので。

【事務局】 そうですね、確かに実質ゼロっていうのは非常に難しい目標だというふうには捉えております。最初の2ページ目のスライドにも書かせていただいたのですけれども、そういったことをやっていくには、新技術の実用化とか普及といったもの、イノベーションですね、そういったものが完全に必要であろうというふうに考えてございます。また、5枚目のスライドの方にも書かせていただいたのですけれども、そもそも、市内のクローズドな考えではちょっとやっていけなくて、やはり市外、他自治体との連携等も必要だなというふうに考えております。この円グラフ、市内だけで再生可能エネルギー持ってきても、せいぜい今試算しているだけでたった8%ですので、そういったところは本当に他自治体との連携、そういったものも必要であろうというふうに考えてございます。

【片谷委員】 もう少しよろしいですか。

【奥 部会長】 はい、どうぞ。

【片谷委員】 確かに市の全域で、人口密度もかなり高いので使える面積も限られていますから、例えば風力発電機をたくさん立てるなんていうことは、もう横浜市の場合ほとんど可能性がないわけですから、市外に頼らざるを得ない。確かに御説明のとおりだと思います。そうであったとしても、かなりバイオマスを多くしないと実質ゼロが2050年度に実現するというのは厳しいような気が、私はするのです。藤井委員の疑問と共通するところがあるのですが、これは十分可能という見通しを、市のエネルギー関連部局ではもう立てられているということでしょうか。

【事務局】 実は、今年度に横浜市再生可能エネルギー活用戦略というのも策定いたしました。今（スライドで）お示しする用意はないのですけれども、その中でこういった非常に細かい試算をしまして、そこで、市内ではどう頑張っても8%がやっただろうというふうに考えてございますし、実はですね、電気に関して言えば市内の全家庭がオール電化になっているという想定などもしております、大変厳しいことは重々承知しております。それ

に向けて、今どういうことをやっていこうとか、あるいはどういった課題があるかというのを書いたのが、再生可能エネルギー活用戦略になってございます。温暖化対策を所管している部局の方で、こういった活用戦略ですとか、また、そちらで協議会として民間の方々もおりますので、そういった方々と知恵を出し合って、色々な施策を進めていきたいなということで今頑張っているところでございます。

【片谷委員】 はい、分かりました。カーボンオフセットという発想だろうと思うのですが、すけれども、これやはり、かなりその部分、市外というところを十分説明しないと市民が誤解しそうな気がするので、意見として申し上げました。今の御説明は了解しましたので、はい、今日の時点ではこれで結構です。

【奥 部会長】 はい、ありがとうございます。はい、藤井委員、今の関連ですか。

【藤井委員】 はい、今の関連でよろしいですか。片谷委員の方からバイオマスの部分の話があったので、後程、質問しようかと思っていたのですが、基本的にバイオマスに頼るような部分、頼るようなことって、日本では無理だと思うのですよね。実際にバイオマス燃料を作るためのチップだとか、そういう物っていうのは、今言われたみたいに、もし市の中で完結できないのであれば外から持って来なきゃいけない。下手すると海外から輸入しなきゃいけないなんて話になってくると、下手すると森林破壊にも関わる話になってくるともしれないですし、更には、この今、横浜市が取り組むこの政策、内容っていうのを、できれば他の市とか他の県にもどんどん広げていきたいという中で、結局、完結しないから外から持って来なきゃいけないって話になってくると、広げるという意味もなかなか難しくなってくると思います。その中で、バイオマスに頼らなきゃいけない、これを進めて行くのだというそれに頼った方向性っていうのは、私はやめたほうがいいのかなと率直に思っています。この前、講演の時に上杉先生にお伺いしたのですが、横浜市の中でバイオマス燃料というのがどれくらい使えるものなのか、何ができるのかっていうのを考えていった時に、多分、市内のバイオマス燃料の元になる物っていうのはかなり限られてくると思うので、ここに頼るのはかなり難しいのじゃないかなと。片谷委員が言われたみたいに、これに頼らないとできないと言うのであれば、かなり無理な計画なんじゃないかなと思っています。

【奥 部会長】 ちょっと今回の配慮指針の改定案の議論以前の話になってしまいますけれども、ここで、この資料でバイオマス燃料というのが特出しされているので今のような御懸念も招いているかと思いますが、バイオマス燃料を活用するにしても、市域の中だけで完結するということは、おそらく



想定されている訳ではないかと思えます。他のエネルギーミックスを図る中で再エネ導入拡大をやっていかれるというビジョンがあって、それを後押しする一つの手段として、今回、環境配慮指針の中にも、事業者にしっかりと再エネ導入、それから脱炭素化に向けた取り組み、それをやっていただくということで環境配慮指針の見直しをしたい、こういう要素を盛り込みたいということだと思えます。少し前提となる横浜市のエネルギーに係る、若しくは脱炭素化に係る計画やビジョンについての、その内容についての議論ではなくて、今回、事務局が今、御説明くださった改定案の文言の方についての御意見をいただければと思えますがいかがでしょうか。

他の委員の方いかがですか。田中委員いかがでしょうか。

【田中稲子委員】 はい、今日御説明でいただいた改定案で、私は当初、古い方の資料を見ていたのですが、差し替えがあったかと思うのですが、どの程度変わったかというのを、御説明、補足していただきたいです。それからもう1つ気になりましたのが、本日の改定案で、基本的な配慮事項の改定案ということで文言を示していただいているのと、本事業に係る配慮事項の個別の文言の修正、訂正もいただいているのですが、他にも温室効果ガス、地球温暖化に関わる配慮事項というのがいくつか散見されるのですが、その見直し、追記が必要ないかというところをお伺いしたいです。

例えばですね、配慮指針の8番の高層建築物の建設の(6)のところですね。未利用エネルギーの積極的な活用に努めるという言葉で終わっているのですが、先ほどの説明ですと新技術を導入するですとか、何かそういった言葉は具体的に入れなくていいのかというあたりなど、事務局の御意見を伺えるとありがたいです。

【奥 部会長】 はい、ありがとうございます。

まず1つ目、差し替えの前の資料との変更点がどこなのかということはいかがですか。事務局。

【事務局】 はい、すいません。間際になって差し替えてしまいまして、申し訳ございませんでした。

差し替えた場所になりますけれども、今お示ししている「1脱炭素化の実現」(スライド3)のところですね、「基本的な配慮事項(1)」のところの改定案でございますが、赤字で示しております「また」以降の「脱炭素化の実現に向けて」というところの文章を、当初はですね、ここに「2050年度までの」という文言を入れてございました。先ほど御説明したとおり、2050年度までに脱炭素化の実現に向けてということを考えておりますので、当初はそこに2050という数字も入れたのですが、この配慮指

針全般の配慮事項に関して、目標年度を入れて何か検討していただくというのは文言として無かったということもありますし、今後ですね、どういった削減を、戦略に基づいて進めていく施策の中で、2050年度というのは先ですので、その明記をこの段階でするのはどうかと。ただ、脱炭素化の実現に向けて動いていることは間違いないので、脱炭素化の実現に向けて、というところが最終案になった次第でございます。

【奥 部会長】 はい、それから2点目ですね。配慮事項の中に他にも脱炭素化に資するような記述があり得るということ。

【事務局】 田中稲子委員から高層建築物の話がありましたけれども、ビルでいうと電気の見える化のBEMSとか、ZEBと言われるゼロエネルギービルディングとか、その辺の話かと思うのですが、今回はですね、具体的に実行計画で施策として位置づけられているもの、また、その施策を条例等でそういう制度を作ったものを対象としています。確かにおっしゃることは、重要な事なのですが、今回は実行計画でしっかりと施策として位置づけたものに絞っているということでございます。以上です。

【奥 部会長】 田中稲子委員、今の回答で大丈夫ですか、2点目は。

【田中稲子委員】 イメージをしていたのは、見える化とかではなかったのですが、確かにZEBの技術というものが入ることは重要だと思うのですが、先ほどの脱炭素化の御説明の中で、再生可能エネルギーの説明の中だったかもしれませんが、新技術を導入するというような御説明があったのですが、新しい建物を建てていく時に、どのエネルギー源を導入するかということは、(高層建築物の建築の)(6)が一番関係があるのかなと思います。高層建築物もそうなのですが、例えば4の廃棄物処理施設の(6)も、施設を運用する上で関わるところでどういうエネルギーを使うのか、脱炭素型のものを使うのかという文言を加えなくていいかという質問になります。上段で、その基本的な配慮事項で書いてあるので不要という考え方もあるのかもしれませんので、ちょっとお考えだけ伺いたいです。お願いします。

【奥 部会長】 はい、恐らくBATですね。Best Available Technology の活用を図るというような、そういうニュアンスを入れなくていいのか、そういうことかもしれないと思いましたが。

【田中稲子委員】 そうですね。

【奥 部会長】 先ほど事務局からの説明の中に、新技術、技術革新に期待するところが大きい、そういう新技術の導入に期待する御説明が何度もあったので、それを表現しなくて良いのかと、そういう御趣旨ですよね。

【田中稲子委員】 はい。

【奥 部会長】 どうでしょうか。では、御検討いただけますか、どうするか。

【事務局】 はい、わかりました。基本的にCCUSについても実証実験の段階だと聞いていますので、なかなかここに書き込むのは、具体的に、難しいのかなという感じはしております。今お話があった事業の供用後のエネルギーの源の話は、まさしく今日お話しした低炭素な電気のところでカバーできるかなと思っております。横浜市内に約150社の小売電気事業者がおりますので、そこから再エネの量とか、未利用エネルギーの量とか、排出係数等を報告をさせて、横浜市がその情報を各小売電気事業者ごとにホームページ等で公開をします。そして、アセスの対象事業者に、その情報を見ていただいて、なるべく低炭素な電気を使っていただくというような指導、というか要請をしていきたいなと思っております。以上です。

【奥 部会長】 はい、田中稲子委員、どうですか。

【田中稲子委員】 今の御説明は分かったのですが、低炭素の電気を使っていくという、その配慮事項は、この配慮指針のどこを見ると事業者は気付けるのでしょうか。この改定案の中で。

【事務局】 8の「高層建築物の建設」でご説明いたしますと、今は(7)のところで、グリーン購入を図るとともに、調達が可能な場合はグリーン電力の導入に努めるとあるのですけれども、この(7)のところをですね、改定案としては、ここに「使用する電気は低炭素電気を選択するよう努めるとともに、グリーン購入を図ってください」とその様に改定をしようと考えてございます。そうしますと(6)、(7)、(8)で温暖化対策関係の配慮事項になるかと思えます。

【田中稲子委員】 はい、わかりました。ありがとうございます。あと、先ほどのグリーンインフラと一緒にですが、低炭素電気であるとか、そういった用語の解説はなされるという理解でよろしいでしょうか。

【事務局】 そうですね。今、このスライド(スライド9)の下に、低炭素電気で米印で説明が書いてございますが、こういった内容を資料編の用語の方で説明していくつもりでございます。

【田中稲子委員】 はい、ありがとうございます。

【奥 部会長】 はい、よろしいでしょうか。他の委員の方はいかがですか。上杉委員どうぞ。

【上杉講師】 今の低炭素電気に関してなのですけれども、脱炭素と低炭素と2つの言葉が出てきています。ここでいう低炭素って、どの程度のレベルまでを目指すと良いのかというのは、横浜市として何らかの方向性あるいは指針、数値的に例えばこれ位とかですね、今の段階ではなかなか難しい部分はあると思うのですけれども、そこと脱炭素との関係というのは非常に重要ではないかと思えます。定義の時に、この定義以上はなかなか書きにく

いのかかもしれませんが、本来的にはこれぐらいのレベルを目指すべき、低炭素としてですね、そこら辺のお考えを聞きたいなと思いました。

【事務局】 はい、本市の地球温暖化対策実行計画上はですね、2030年に0.370 kg-CO<sub>2</sub>ですので、それを目指していければと思っています。小売電気事業者は、個別の法律（エネルギー供給構造高度化法）で、2030年には44%以上の非化石電源にすることが求められているかと思っていますので、その辺と平行して進めていければ良いかなと思っています。

【奥部会長】 上杉委員、いかがですか。

【上杉講師】 はい、そういう意味では、できるだけ低炭素電気の中でもですね、炭素の排出の少ないものを使ってもらうことを促すようなことができると思いますので、まさにここの定義というのは、用語の資料編の話なのかもしれませんけれども、そういうことに取り組んでいただくと良いかなと思いました。

【事務局】 はい、分かりました。

【奥部会長】 はい、お願いいたします。ありがとうございます。他はいかがですか。

【事務局】 片谷委員が手を挙げていらっしゃいます。

【奥部会長】 はいどうぞ。片谷委員。

【片谷委員】 はい、ありがとうございます。先ほどの御説明の中で、やはりその新技術に対する期待と言うか、それがもう織り込み済みであるという趣旨であるというふうに理解いたしました。そうだとしますと、例えば、これもアセスのための指針ですから、これから発生する事業計画、例えば、高層建築物だとすると、今計画が始まって建てられるビルはもう2050年まで当然残るわけですね。ですから、2050年の目標は書かないとしても、ただ市がそういう目標を立てている以上、やはり、そういう途中段階での技術の進歩も取り込まないと足りないとする、要はその新技術が、これが実際にどこまで出来るかは私も確証はありませんが、新技術が開発された場合にそれがその建物の中に、既に建っている建物の中に取り込めるような仕掛けを考慮しておかないと、すでに建ってしまったからもう手をつけられませんだけだと、多分、目標の達成が厳しくなるという気がいたします。そういう、その新技術が後からでも取り入れられるような設計をするみたいなことは、うたわなくてもよろしいのでしょうか。

【奥部会長】 はい、どうでしょうか。配慮指針の中にこれをうたうということが、なかなか難しいかもしれませんね。

【事務局】 そうですね。新技術がどんな技術になるか。実際にはですね、配慮指針でそういった配慮事項が書いてあり、実際に事業者さんと、それに対してどのような検討内容にさせていただくというところを踏まえた上で、配慮書

を作っていて、それを審査会の先生方に見ていただくという形をとっております。もちろん事務局の方でもですね、その（指針の）文章の内容がきちんと説明できる、知識がある内容になっているかもあるかと思えます。例えば片谷委員が言われたようなことは、ある意味、その（配慮書）段階での審査会の時に、御専門の先生からそういった意見を是非その場でいただく、そういった機会がございますので、そういった場で発言いただいて、それを配慮書の時に御議論していただくというのはいかがでしょうか。

【奥 部会長】 どうでしょう。

【片谷委員】 はい、よろしいですか。

【奥 部会長】 はい、どうぞ。

【片谷委員】 もちろんそれも必要なことだと思います。ただ、こういう指針という形で、これに沿ってアセスの手続きを進めてくださいという形になっていますので、建築してしまったからもう変えられませんかという考え方も必要だということは、本当はどこかで触れておいた方がいいのじゃないかなという趣旨で申し上げたことです。例えば、高性能な省エネルギー、今、高層建築物のどこを見ているけれども、そういうエネルギー使用の合理化を図るといふようなところに、その技術革新が進んだ場合に導入可能な配慮をしておく、みたいなことを入れるのは無理ですか。

【奥 部会長】 どうでしょうか。それをもし入れたとした場合に、審査会において、そういう配慮が適切になされているかどうかというのを、やはり、しっかりチェックしなければいけないということになります。そもそも、それが妥当な配慮であるかどうかのチェックが審査会で可能かどうかということも、そういう話にもつながってくると思います。どうでしょうね。なかなか、将来的に何が出てくるか分からないことを審査するというのも、難しいということにつながるような気もいたします。

【事務局】 いいですか。

【奥 部会長】 はい。

【事務局】 例えば、工場とか事業所の方の公害の関係ではですね、最新の技術を用いたというふうに記載されているのですが、これはもう2、3年先の話とか、1年先の話とか、そういう形だと思います。今回は、なかなか2050年を睨んでの話であると、相当期間が長いので、なかなかそこまで書くのは難しいのかなと率直には感じております。以上でございます。

【片谷委員】 分かりました。市のお立場もありますから、そんなに強硬に主張する意図はないのですが、ただ、やはり意識として、事務局が事業者さんを指導されるうえで、例えば、アセス手続きが始まった段階の設計と、実

際着工するときの設計との間では、変更が行われることはしばしばあるわけで、そういう時に、今技術は日進月歩ですから、新たに技術が出てきている可能性もあるので、そういうことにはちゃんと、事業者もそれから事務局も気を配って置いていただくというような趣旨で要望として申し上げておきたいと思います。

【事務局】 はい、分かりました。

【奥 部会長】 はい、よろしいでしょうか。

なかなか配慮指針に表すというのは難しいけれども、実際の個別の事業に対しての指導の中で、そこは対応していただきたいということですかね。はい、田中委員どうぞ。

【田中稲子委員】 今回の片谷委員の御意見に関連してなのですが、先ほどのグリーンインフラの際にも、改定にあたっての普及活動と言いますか、こんなふうに変えましたというようなことはアナウンスメントしておくという話があったと思いますので、この配慮指針を改定したということに対して、事務局側の考え方を最初に述べていただく中で、新技術に対するお考えを述べていただくというのがいいのではないかと思いましたが、いかがでしょうか。そういう御予定が、そもそもあるかというのもあると思いますが。

【奥 部会長】 どうぞ、事務局。

【事務局】 そうですね。アナウンスというのは必要であろうと考えておりますので、先生の御意見を参考にですね、そういった形で話をして行こうと考えますので、よろしくお願いいたします。

【奥 部会長】 はい、よろしくお願いいたします。他の委員の方いかがですか。はい、横田委員  
よろしくお願いいたします。

【横田委員】 7枚目の再生可能エネルギーの活用に関してなのですが、特に工場とかを対象にした場合に、単純に削除して良いのかなと思いました。熱源・燃料は電気又はガスを使用する、この電気に関しては、恐らく他の配慮事項としての、調達可能な場合はグリーン電力購入に努めるとかがカバーしているのだと思うのですけれども、燃料なんかは、工場は特に自工場ですと、燃料の消費が非常に高いがゆえに、あえて燃料のところに踏み込んでいるのだと思うのです。再生可能エネルギーに関連した燃料を積極的に使用するとか、そういう方向に指導して行かなくて良いのかなということが1つ気になりました。例えば、ミクロなカスケード利用ができるようなエネルギーシステムができた時に、それを地域の中で促進するような工場の運営をしてもらうというのは、とても大事なんじゃないかなと思ったのですが、その辺りはいかがですか。

【奥 部会長】 はい、どうぞ、事務局。

- 【事務局】 今の現行の規定ですと、電気とガスに限定しておりますので、液体とかですね、固体とか、バイオマス関係だと固体が考えられるのですけれども、そういったものを、今認めてないという規定になっておりますので、そういったものに対応する基準値等も整備されましたので、基準値に関して言えば、さらにその設備基準もございまして、設備基準に更にですね、もっと良いものを入れてくださいという配慮事項もありますので、その部分に関して、この制限規定を削除するという方向でございまして。これを取ることによって、色々なエネルギーを使っていくことが可能になると、バイオマスなど、そういった形になります。
- 【横田委員】 むしろそういう、色々なエネルギーを使っていけると言うことを書いてはいけないのですか。
- 【事務局】 それの方はですね、先ほどお話ししました低炭素電気の方で、色々なエネルギーを元に発電された電気とかを使うという形になってございます。
- 【横田委員】 はい、分かりました。あえて、その資源を特定して、熱源燃料を特定してそれを言った方が、階層性があって良いのじゃないかなとちょっと思ったので、述べさせていただきます。
- 【奥 部会長】 はい、ありがとうございます。  
工場についてですと、(6)に未利用エネルギーの積極的な活用というのが入っていますけれども、どうでしょうか。熱源燃料は電気ガスのみに限っていたところを外すことによって、それ以外のものも可能になるという、そういう趣旨での改定だという、そこはよろしいですね。
- 【事務局】 はい、そうですね。
- 【奥 部会長】 ただ、より多様なものを活用していただくように、それを後押しするような記載が必要じゃないかということについては、(6)でカバー出来ているという理解でよろしいですか。
- 【事務局】 そうですね。こちらの方で、未利用エネルギーとか、排熱有効利用等を記載してございますので、はい。
- 【奥 部会長】 横田委員、よろしいでしょうか。
- 【横田委員】 熱は分かるのですがね、燃料の方がちょっと気になりますけれども。
- 【奥 部会長】 そうですね。どうでしょう。
- 【事務局】 燃料と言いますと、今、確かにバイオディーゼルとかの燃料というものも出てきていますので、まあ、なかなか一般的と言いますと、まずは今までの制限を外すというのが、まず第一歩かなというところではございます。
- 【横田委員】 はい、分かりました。原単位とかを出してもらうのが第一で、燃料に関して出さなくなるという方につながらなければいいのかなというふうに思いました。トータルのライフサイクルに関して書いてあるのですけれど

も、燃料をちゃんと限定して、そこでもちゃんと原単位を出しているとか、そういったところをちゃんと配慮できるのであればよろしいかなと思います。ありがとうございます。

【奥 部会長】 はい、ありがとうございます。他の委員はいかがですか。他はよろしいでしょうか。それでは、もし他に御意見ないようでしたら、地球温暖化対策に関わる部分については改定案、事務局提案どおりということで。文言の修正は特に御意見はなかったかと思えますけれども、それで大丈夫でしょうか。事務局、確認をお願いします。

【事務局】 そうですね、特に、修正の御意見は無かったと思うのですが。良ければ原案どおりで、審査会の方に御報告したいなと思っております。

【奥 部会長】 はい、委員の皆様いかがですか。改定案については事務局の原案どおりで、この部分についてはよろしいでしょうか。大丈夫そうですね。ありがとうございます。

では、用語解説の方でしっかり対応するとか、若しくは、この改定後の説明ですね、情報提供のところでもしっかり対応していただくという注文付きで改定案、原案どおりで承認ということにさせていただきたいと思えます。それでよろしいでしょうか。

【事務局】 それで、よろしくをお願いします。

【奥 部会長】 ありがとうございます。それではですね、本件に関する審議はこれで終了とさせていただきます。

資 料 ・横浜市環境配慮指針一部改定 (1) グリーンインフラ 事務局資料  
・地球温暖化対策 事務局資料